

## 半田市地域スポーツアシスタント認定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、半田市地域スポーツアシスタントの認定について必要な事項を定めるものとする。

### (養成事業)

第2条 半田市は、半田市内の総合型地域スポーツクラブでスポーツの指導等に関わる人材の養成及びその資質の向上を図るために「半田市地域スポーツアシスタント養成事業」(以下「アシスタント養成事業」という。)を実施する。

### (履修資格)

第3条 履修者は、総合型地域スポーツクラブで指導者として認められているものとする。

### (認定)

第4条 市長は、アシスタント養成事業として実施する研修を履修した者を「地域スポーツアシスタント」(以下「アシスタント」という。)として認定する。

2 アシスタントの認定有効期間は、認定日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

3 アシスタントの認定有効期間は、アシスタント養成事業として定める研修を再度履修することによって更新することができる。この場合において、更新後の認定有効期間は、前項の例による。

### (名簿への登録)

第5条 市長は、前条の規定により認定したものを、地域スポーツアシスタント名簿に登録する。

### (登録証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により地域スポーツアシスタント名簿に登録したものに対し、登録証を交付する。

### (活動)

第7条 アシスタントは、総合型地域スポーツクラブにおいてスポーツ指導に当たる。

### (登録証の返納)

第8条 アシスタントは、市内の総合型地域スポーツクラブにおける指導の実態を有しなくなった場合、当該登録証を市に返納しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、現にアシスタントとして認定を受けている者が、アシスタントとしてふさわしくない行いをしたと認めるとき等にあつては、認定有効期間内であっても、その認定を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。